

## 敬老行事補助金に関するQ & A

Q 1 敬老会は自治会で必ず開催しなくてはならないのですか。

A : 敬老会の開催は義務ではありません。

各自治会等が敬老会を行う場合に、その費用の一部を補助（平成30年度より）します。市は、88歳の方に祝金及び百歳の方に賀状と祝金を贈呈します。

Q 2 敬老会の対象者が少ないのですが、対象年齢を引き下げても良いのですか。

A : 補助金の対象者は80歳以上の方になりますが、各自治会等の都合により対象者の枠を広げて実施していただいても構いません。

Q 3 補助金を超えた額は補填してもらえますか。

A : 限られた補助金の中で工夫して敬老会を開催していただくこととなりますが、実際にかかった経費の超過分の補填はありません。自治会等でご負担いただくことになります。

Q 4 補助金は、対象者1人1人に行き渡るようにしなければなりませんか。

A : 補助金は、自治会等が敬老事業を実施するための費用です。

対象者1人当たりの金額はあくまでも補助金の算出根拠とするものです。

イベントの謝礼や事務用品費、コピー代なども含まれます。対象者100%の参加も困難と考えています。

Q 5 事業の開催前に対象者が転出、死亡した場合、返還が必要ですか。

A : 補助金の決定後に転出、死亡があつた場合でも返還の必要はありません。逆に転入があつた場合でも補助金の追加はありません。

Q 6 実績報告書に領収書の添付は必要ですか。

A : 領収書の添付は求めませんが、決算書に写しを添付して下さい。  
ただし、領収書本体の提出を求める場合がありますので、終了後5年間は自治会で保管いただくようお願いします。

Q 7 敬老会単独ではなく、地区の芸能祭や運動会などの各種行事と同時に開催しても構いませんか。

A : 主催者の負担軽減や参加者数の増加、世代間交流の増加を目的に、他の事業に併せて開催することは構いません。  
ただし、共通経費については按分されるなど、敬老事業に係る経費を明らかにするようお願いします。

Q 8 敬老会は実施せず、記念品の配布をしたいと考えていますが、構いませんか。

A : この補助金は、高齢者の外出を促進することも目的としているため、敬老会（各種事業と同時開催の場合を含む）を開催しない場合は補助の対象とはしていません。  
敬老会事業のなかで、記念品を配布することは構いません。

Q 9 これまで行っていた市長から米寿者への賀状の贈呈はどうなるのですか。

- A : 全ての米寿の方に一律に賀状贈呈を行うことは考えていません。  
しかし、敬老会を開催し、式典行事として賀状を贈呈する場合には、事前にご相談をいただくことで市で賀状を準備します。  
また、市長への依頼があれば、市長等（日程により副市長等の場合があります。）が出席し賀状の贈呈を行います。

Q 10 自治会で開催したいが対象者を把握できません。  
招待状の発送には名簿が必要ですが、どうしたら良いのでしょうか。

- A : 当該年度の4月1現在の行政区ごとの対象者名簿を用意しますので、長寿課内で閲覧をしていただくことができます。閲覧を希望する場合は、準備の都合上、事前に電話での予約をしていただきますようお願いします。

**\*本閲覧用名簿は、住所で区切った「行政区ごと」に作成された名簿であって、「自治会ごと」の名簿ではありません。あくまでも”参考”としてご利用ください。**

\*ご参考：他市町村では、回覧板で呼びかけるなど、事務を簡素化している場合もあります。

Q 11 補助対象経費について詳しく教えてください。

A ; ○補助対象経費は次のとおりです。

①敬老会開催の準備に要する費用

項目	主な補助対象経費
消耗品費	案内状の用紙代、筆記用具、名札、会場装飾用花、ガムテープなど
印刷製本費	案内状やプログラムの印刷代、コピー代など
通信運搬費	案内状の郵送代、切手代など
保険料	ボランティア保険、障害保険など
手数料	物品を購入した際の振込手数料など

②敬老会当日に要する費用

項目	主な補助対象経費
報償費	出演者への謝礼、出演した子どもへのお礼品、来賓のお土産など (大福やまんじゅう、助六寿司等含む)
旅費	参加者を会場へ送迎するためのタクシー代、使用したバス代など
消耗品費	皿、コップ、ゴミ袋、ビンゴゲームの景品、贈呈用花束、写真現像代、敬老会出席者に配布する記念品、持ち帰り用の袋など
食糧費	招待者の飲食代、(オードブル、弁当、ジュース、菓子など) また、お祝いとして飲食店、宴会場を会場とした飲食代も可
使用料	会場使用料 (公民館、集会所、ホテルなど)、カラオケ機器のリース代、会場への送迎用バスの借り上げ料など

※参考：対象外経費は次のとおりです。

項目	主な補助対象外となる経費
報償費	運営者の賃金・給料などの人件費など
旅費	事前打ち合わせのための旅費、ガソリン代など
消耗品費	商品券などの金券など
食糧費	事前打ち合わせなどの飲食代 など
備品	パソコンやプリンタ、調理用器具 (電子レンジやフライパンなど) など

上記以外で、補助対象となるか疑義のある場合には、事前に長寿課高齢福祉係までご相談下さい。